

答申第 585 号

平成 25 年 12 月 24 日

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 25 年 1 月 25 日付けで諮問された県公立学校教員採用候補者選考試験の合否判定資料一部非公開の件（諮問第 637 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、再度請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきである。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成24年8月20日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成24年度実施神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験合否判定資料（小学校、中学校各教科、高等学校各教科、特別支援学校、養護教諭）の一般選考と特別選考のうち臨時的任用職員経験者に関するもの（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成24年10月18日付けで、平成24年度神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験 1次試験実施状況（以下「実施状況」という。）及び平成24年度神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験 1次試験実施状況（詳細）（以下「詳細版」という。）の2枚（以下「本件行政文書」と総称する。）を本件請求に係る対象文書として特定した上で、本件行政文書の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書は不服申立人の求める文書ではないとして、平成24年12月27日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件請求について

ア 本件請求は、神奈川県（以下「県」という。）でも、教員採用候補者選考試験の合否判定を行う際、受験者ごとに試験の点数を一覧化した資料（以下「点数一覧資料」という。）を作成しているはずであり、当該文書を請求する趣旨で本件請求対象文書を記載した。

イ 平成24年9月28日の実施機関からの電話は、「本件請求で何が知りたいか」という内容であり、「どんな資料が欲しいか」という聞き方はされなかったため、点数一覧資料が公開される前提で、公開された文書から何を知りたいのか、何を読み取りたいのかという質問だと思った。点数一覧資料からは、臨時的任用職員経験者の合格者数、一般選考と特別選考受験者の配分、合格最低点が分かるので、やり取りの結果として、「一般選考と特別選考の臨時的任用職員経験者での受験者の全校種等教科の合格者数」（以下「臨任経験者の合格者数」という。）と「合格基準の設定の根拠」（以下「合格基準設定根拠」という。）の2点と伝えた。

ウ 実施機関から、本件請求対象文書には、個人情報が多く記載されているので、その部分を請求対象外とさせてほしいという話はなかった。

#### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は求めていた文書ではなく、請求の趣旨と異なる文書が公開されたのであり、受験者の氏名や受験番号等の個人情報に関する配慮は施した上で、どのような合格判定が行われているかを示す公明正大な資料の開示を求める。

#### 4 実施機関（教育局教職員部小中学校人事課（平成25年度より教育局行政部教職員人事課））の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る請求書には、「平成24年度実施神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の第1次試験合否判定資料（小学校、中学校各教科、高等学校各教科、特別支援学校、養護教諭）の一般選考と特別選考のうち臨時的任用職員経験者に関するもの」と記載されており、請求内容の「合否判定資料」について、当初「1次合否判定一覧」という文書を想定していた。この資料は、受験者の成績の一覧で、校種、選考区分ごとに成績順に整理した表で合計124ページに及ぶ文書である。

(2) 1次合否判定一覧には個人情報が多く含まれていたことから、平成24年9月3日付けで行政文書公開諾否決定期間延長（以下「決定期間延

長」という。) 決定を行った後の同年9月28日に、電話にて不服申立人に請求内容の詳細を確認したところ、知りたい部分は「臨任経験者の合格者数」と「合格基準設定根拠」の2点と確認した。

(3) 「臨任経験者の合格者数」として、第1次試験選考区分が「一般選考」と「特別選考のうち臨時的任用職員経験者」の全校種等教科ごとの受験者数と合格者数の記載のある実施状況と詳細版を特定し、公開した。請求趣旨に沿った文書を公開し、不服申立人には了解を得られたものであると考えている。

(4) なお、「合格基準設定根拠」の分かる文書として、「平成24年度神奈川県公立学校教職員採用候補者選考試験1次試験合格基準一覧」(以下「基準一覧」という。)を特定し、行政文書の公開とは別に情報提供を行った。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、本件請求対象文書で、本件行政文書ではなく、点数一覧資料の公開を求める趣旨であったと主張している。

一方、実施機関は、平成24年9月28日の電話で、「一般選考と特別選考の臨時的任用職員経験者での受験者の全校種等教科の合格者数」と「合格基準の設定の根拠」の2点と確認した上で、本件行政文書を公開したと説明している。

イ 請求対象文書の特定に当たって、請求者は必ずしも行政文書について詳細を把握しているわけではないため、実施機関には、請求書に記載された文言のみに基づかず、請求者から特定に必要な事項を十分に聞き取る等の確認を行った上で、請求の趣旨を合理的に解釈することが求めら

れていると考える。

- ウ 実施機関は、当初、1次合否判定一覧を特定し、平成24年9月3日に「請求された行政文書には、受験者の個人情報が多く含まれ、諾否の決定に時間を要するため」との理由で決定期間延長通知を行った。その後、請求内容を詳しく確認するために不服申立人に電話連絡をしたが、「知りたい内容」を確認するだけにとどまり、実施機関にどのような文書があり不服申立人が欲しい文書はそのうちのどの文書なのかとの特定を行わなかったと認められる。このため、実施機関において、改めて不服申立人の「知りたい内容」と考えられる文書の特定が行われた結果、1次合否判定一覧から実施状況及び詳細版に文書が入れ替わり、不服申立人と実施機関の間で文書の特定について認識が相違したまま本件処分が行われたと認められる。さらに、不服申立人が前記ア前段のとおり主張していることと併せて考慮すると、文書の特定において実施機関が不服申立人の真意を十分に汲み取れなかったものといわざるを得ず、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえて本件請求対象文書の特定が行われたものとは認め難い。
- オ したがって、当審査会としては、実施機関は再度請求対象文書として1次合否判定一覧を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                  | 処 理 内 容                           |
|------------------------|-----------------------------------|
| 平成25年 1 月 25 日         | ○ 諮問                              |
| 2 月 4 日                | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求            |
| 2 月 26 日               | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理              |
| 3 月 1 日                | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付              |
| 3 月 22 日               | ○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する<br>意見書を受理  |
| 6 月 24 日<br>(第129回部会)  | ○ 審議                              |
| 7 月 1 日                | ○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取             |
| 7 月 19 日<br>(第130回部会)  | ○ 審議                              |
| 8 月 22 日<br>(第131回部会)  | ○ 審議                              |
| 10 月 2 日               | ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等<br>理由説明を聴取 |
| 10 月 24 日<br>(第132回部会) | ○ 審議                              |
| 12 月 5 日<br>(第133回部会)  | ○ 審議                              |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 現 職                   | 備 考              |
|---------|-----------------------|------------------|
| 相 川 忠 夫 | 関東学院大学大学院教授           | 部 会 員            |
| 入 江 直 子 | 神 奈 川 大 学 教 授         | 部 会 員            |
| 柿 崎 環   | 横 浜 国 立 大 学 教 授       |                  |
| 交 告 尚 史 | 東 京 大 学 大 学 院 教 授     | 会 長 職 務 代 理 者    |
| 沢 藤 達 夫 | 弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 ) |                  |
| 東 玲 子   | 弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 ) | 部 会 員            |
| 堀 部 政 男 | 一 橋 大 学 名 誉 教 授       | 会 長<br>(部会長を兼ねる) |

(平成25年12月24日現在) (五十音順)